

事業名	民泊の適正運営に向けた取り組み
-----	-----------------

ここがポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年4月より住宅宿泊対策グループを新設し、組織体制を強化 ・ 定期報告を期日までに行わない不適正な事業者の内、特に2回連続で期日までに報告が行われなかった事業者に対し業務改善命令を発出
---------	---

事業の内容


1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 民泊制度が平成30年6月にはじまり、7年が経過。届出住宅数は1850件を超え、全国で5番目に多く、周辺住民から、騒音、ごみのルール違反等多数の苦情が寄せられており、民泊制度への対応が急務となっている。
- ・ 令和7年12月15日に「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を改正し、区域と期間の制限と、罰則規定を新設した(令和8年12月16日から適用)。
- ・ 令和8年1月29日に「住宅宿泊事業不利益処分等取扱要綱」を策定し、事業者に周知している。
- ・ 指導・監督を徹底するため、4月より住宅宿泊対策グループを新設した。
- ・ 事業者は、偶数月の15日までに宿泊実績を定期報告しなければならないが、毎回、定期報告を期日までに行わない不適正な事業者が約400施設存在している。
- ・ 令和8年4月3日に、報告を怠った事業者に対して、業務改善命令を発出した。

2. 目的

- ・ 住宅宿泊事業の適正な運営の確保に向け、住宅宿泊事業者に対する指導・監督を徹底

3. 内容

- ・ 令和8年4月より組織体制を強化し、住宅宿泊対策グループを新設した。5月からは6名体制で指導・監督を実施。
- ・ 令和7年12月15日及び令和8年2月15日の2回連続で定期報告を怠った83事業者(202施設)に対して、令和8年4月3日に業務改善命令を発出した。
- ・ 業務改善命令先の83事業者(202施設)について、区ホームページに公表した。
<https://www.city.toshima.lg.jp/214/kurashi/ese/kankyoese/minpaku/huriekisyobunn.html> 
- ・ 業務改善命令先の事業者の内、4月15日までに定期報告を実施しなかった15事業者(23施設)に対して、弁明の機会の付与の手続きを行なった上で、1年間の業務停止命令を発出する予定。

4. 今後のスケジュール

- ・ 令和8年6月頃 15事業者(23施設)に対して、1年間の業務停止命令を発出予定
- ・ 令和8年12月16日 区域と期間の制限及び罰則の条項が適用開始
- ・ 偶数月の15日までに宿泊実績の定期報告を求め、報告を行わない不適正な事業者に対して、業務改善命令、業務停止命令を実施する。